

2017年2月3日

大分大学学長  
北野 正剛 殿



「有期雇用職員の無期転換」および「非常勤職員への賞与支給」に関する申し入れ

1. 改正労働契約法の趣旨を尊重し、有期雇用職員で無期転換を希望する者全員を無期雇用とするよう申し入れます。その上で、以下の点についてご回答をお願いいたします。
  - ① 2016年12月9日および12月21日付けで文科省から「無期転換ルールへの早急な対応を求める事務連絡」が届いていると思います。その内容についてお知らせください。また、文科省からの「無期転換ルールへの対応状況に係る調査」への本学の回答内容についてもお知らせください。
  - ② 12月7日の団体交渉において、組合から雇用期限を廃止するよう求めたのに対し、法人からは、雇用期間満了となった非常勤職員の職場を、障がい者の法定雇用率の引上げに対応するためや再雇用職員の増大に対応するための職の確保にあてる可能性を示唆し、雇用期限の廃止は行わないとの回答がありました。文科省事務連絡では「今年度中に無期転換ルールへの対応方針を決定」することを各大学に求めていそうですが、改めて現時点での本学の無期転換ルールへの対応方針についてお知らせください。
2. 厚生労働省は「同一労働同一賃金ガイドライン案」において、賞与の有期雇用労働者又はパートタイム労働者に対する不支給は、問題となる例として挙げられております。さらに、総務省の有識者研究会でも上述のガイドラインにあわせて非正規公務員にも賞与を出せるよう法改正を求める報告書をまとめています。こうした観点から本学において、有期雇用労働者およびパートタイム労働者への賞与の支給は必須のことと考えられます。組合は非常勤職員への賞与の支給を団交で要求し続けておりますが、ガイドライン案を受けて本学の今後の対応方針をお知らせください。